

# 令和6年度違反建築防止週間

## パトロールを実施した結果、違反建築物はありませんでした

国土交通省及び自治体が連携して実施する「違反建築防止週間(10月15日(火)から21日(月)まで)」に合わせ、全国一斉にパトロールが行われました。

横浜市では、建築違反の未然防止を目的として、工事中及び工場の現場を巡回し、工事中の現場については、中間検査及び完了検査\*の受検の促進及び工事内容の確認を行い、工場の現場については、確認申請のない増築等を行わないよう関係者に啓発を行いました。

### 1 対象建築物

- ①工事種別が「増築」であり、令和5年4月1日以降に確認済証の交付を受けた建築物のうち、特定工程工事終了予定日等が令和6年10月22日(火)から12月31日(火)までの工事中の現場
- ②防火指定がある地域の一定規模以上等の条件を満たす工場

### 2 パトロール実施結果

①点検件数	34件
①中間・完了検査 受検呼掛け件数	34件
①違反建築物件数	0件
②啓発件数	10件



パトロールの状況

※確認表示の未掲示が5件あり、表示するよう指導しました。

#### ※中間検査及び完了検査

建築工事の特定工程時(建築基準法第7条の3(中間検査))・完了時(建築基準法第7条(完了検査))に適法に建築されているかを確認するための検査。検査に合格した場合、中間検査合格証・検査済証(完了検査)が交付される。

### 3 今後の対応

今回実施したパトロールにおいては、建築違反は確認されませんでした。今後も違反の未然防止の取組に努めていきます。